

松江市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1.～3. 略					1.～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1]～[2] (2) ①略					[1]～[2] (2) ①略				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)～移設					<p>●事業名 地域生活基盤施設事業 (緑地・広場) (交流広場整備)</p> <p>●事業内容 交流のための広場整備 A=160 m²</p> <p>●実施時期 令和2年度～6年度</p>	松江市	<p>大橋川改修事業を契機として、<u>拡幅箇所となる白濁地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白濁地区都市再生整備計画事業」を構成する地域生活基盤整備事業である。</u></p> <p><u>白濁地区を市民や観光客が訪れたい魅力的なエリアとするため、交流のための広場を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。</u></p> <p><u>これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。</u></p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(白濁地区(第1期)))</p> <p>●実施時期 令和2年度～6年度</p>	
(3)～移設					<p>●事業名 道路・高質空間形成施設事業(市道和多見天神橋線)</p> <p>●事業内容 歩道改良及び舗装改良による歩行空間整備 L=300m</p> <p>●実施時期 令和3年度～5年度</p>	松江市	<p>大橋川改修事業を契機として、<u>拡幅箇所となる白濁地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白濁地区都市再生整備計画事業」を構成する道路事業である。</u></p> <p><u>まちあるき観光コースとなっている白濁地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。</u></p> <p><u>これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑</u></p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(白濁地区(第1期)))</p> <p>●実施時期 令和3年度～5年度</p>	

<p>場整備)</p> <p>●事業内容 交流のための広場整備 A=215 m²</p> <p>●実施時期 令和2年度～6年度</p>		<p>クの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する地域生活基盤整備事業である。</p> <p>白潟地区を市民や観光客が訪れたい魅力あるエリアとするため、交流のための広場を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。</p> <p>これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>(白潟地区(第1期))</p> <p>●実施時期 令和2年度～6年度</p>			<p>(2) ②から移設</p>					
<p>●事業名 道路・高質空間形成施設事業(市道和多見天神橋線)</p> <p>●事業内容 歩道改良及び舗装改良による歩行空間整備 L=300m</p> <p>●実施時期 令和3年度～5年度</p>	<p>松江市</p>	<p>大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する道路事業である。</p> <p>まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。</p> <p>これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 都市構造再編集集中支援事業(白潟地区(第1期))</p> <p>●実施時期 令和3年度～5年度</p>			<p>(2) ②から移設</p>					
<p>●事業名 道路・高質空間形成施設(緑化施設等)(市道和多見寺町線)</p> <p>●事業内容 舗装の美装による歩行空間整備 L=250m</p> <p>●実施時期</p>	<p>松江市</p>	<p>大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する高質空間形成施設事業である。</p> <p>まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備するこ</p>	<p>●支援措置 都市構造再編集集中支援事業(白潟地区(第1期))</p> <p>●実施時期 令和4年度</p>			<p>(2) ②から移設</p>					

<p>令和4年度</p>		<p>とは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>			<p>(2) ②から移設</p>					
<p>●事業名 高質空間形成施設(緑化施設等) (和多見2号線)</p> <p>●事業内容 路肩舗装の美装化による歩行空間の整備 L=250m</p> <p>●実施時期 令和4年度</p>	<p>松江市</p>	<p>大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する高質空間形成施設事業である。 まちあるき観光コースとなっている白潟地区において、歴史的なまちなみと調和し、安全で快適な歩行者空間を整備することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 都市構造再編集集中支援事業(白潟地区(第1期))</p> <p>●実施時期 令和4年度</p>		<p>(2) ②から移設</p>					
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業</p> <p>●事業内容 まちづくり委員会への専門家派遣及び社会実験の実施</p> <p>●実施時期 令和3年度～5年度</p>	<p>松江市</p>	<p>大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成するまちづくり活動推進事業である。 白潟地区を市民や観光客が訪れたい魅力的なエリアとするため、まちづくり委員会への専門家派遣及び水辺や広場、まちあるきに係る社会実験を実施することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。 これらことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成す</p>	<p>●支援措置 都市構造再編集集中支援事業(白潟地区(第1期))</p> <p>●実施時期 令和3年度～5年度</p>		<p>(2) ②から移設</p>					

		るために必要な事業である。		
<p>●事業名 地域創造支援事業(住宅等修景支援)</p> <p>●事業内容 まちなみの形成に寄与する修景行為への補助</p> <p>●実施時期 令和2年度～11年度</p>	松江市	<p>大橋川改修事業を契機として、拡幅箇所となる白潟地区において、水辺空間と既存ストックの活用により、中心市街地の回遊性向上と、賑わいの創出を図る「白潟地区都市再生整備計画事業」を構成する地域創造支援事業である。</p> <p>水辺景観や歴史的なまちなみとの調和に配慮し、落ち着いたあるまちなみの形成に寄与する修景行為を支援することは、大橋川周辺の水辺に賑わいを創出し、中心市街地の魅力を高めるものである。</p> <p>これらのことから、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 都市構造再編集集中支援事業(白潟地区(第1期))</p> <p>●実施時期 令和2年度～6年度</p>	

(4) 略

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金</p> <p>●事業内容 中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成21年度～</p>	松江市	<p>市全域で増加傾向にある空き家の流通・活用の促進のため、松江市全域を対象に中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部を補助すること</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～6年度</p>	
<p>●事業名 小規模住宅団地整備事業補助金(旧:まちなか住宅)</p>	松江市	<p>宅地が過大又は過少、又は区画が不整形で活用の進まない既存住宅地や遊休</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地</p>	

		(2) ②から移設		

(4) 略

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金</p> <p>●事業内容 中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成21年度～</p>	松江市	<p>市全域で増加傾向にある空き家の流通・活用の促進のため、松江市全域を対象に中古木造住宅取得後の改修、建て替え除却に要する経費の一部を補助している。中心市街地の物件については補助率を引き上げること</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～6年度</p>	
<p>●事業名 まちなか住宅団地整備補助金</p>	松江市	<p>宅地が過大又は過少、又は区画が不整形で活用の進まない中心市街地内の既存住宅地や遊休</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地</p>	

<p><u>団地整備事業補助金</u></p> <p>●事業内容 小規模の住宅団地を造成する事業者に対し、整備費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成23年度～</p>		<p>地において、比較的小規模な宅地開発を促進することで、若者・子育て世帯が取得可能な価格帯の区画や、よりゆとりのある区画など多様なニーズに対応した宅地の整備を目指すもの。小規模住宅団地の造成に要する経費の一部補助を行い、良好な住環境の創出を図る。</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～6年度</p>
---	--	---	--

(3)～(4)略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 得する街のゼミナール事業</p> <p>●事業内容 商店街の専門知識や技術を学ぶゼミナールを実施</p> <p>●実施時期 平成24年度～</p>	<p>北殿町商店街、南殿町商店会、京店商店街、本町商店街、天神町商店街、中央通商店街、駅本通り商店街、タテ町商店街</p>	<p>商店街の専門知識や技術を学ぶゼミナールを実施する。お店とお客のコミュニケーションの場を設けることにより信頼関係を築くことを目的とする。</p> <p>本事業にあたっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構から専門家を派遣してもらい事業実施のノウハウのアドバイスを受ける。</p> <p>これらのことから、既存ストックの活用などによる活気の創出を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業</p> <p>●実施時期 <u>令和元年度</u></p>	

(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
<p>●事業名 伊勢宮界限元気プロジェクト</p> <p>(略)</p>				

<p>●事業内容 <u>中心市街地に</u>小規模の住宅団地を造成する事業者に対し、整備費の一部助成を行う</p> <p>●実施時期 平成23年度～</p>		<p>地において、比較的小規模な宅地開発を促進することで、若者・子育て世帯が取得可能な価格帯の区画や、よりゆとりのある区画など多様なニーズに対応した宅地の整備を目指すもの。小規模住宅団地の造成に要する経費の一部補助を行い、良好な住環境の創出を図る。</p> <p>このことから、既存ストックの活用などによる活気の創出という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>域住宅計画に基づく提案事業)</p> <p>●実施時期 令和元年度～6年度</p>
--	--	---	--

(3)～(4)略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 得する街のゼミナール事業</p> <p>●事業内容 商店街の専門知識や技術を学ぶゼミナールを実施</p> <p>●実施時期 平成24年度～</p>	<p>北殿町商店街、南殿町商店会、京店商店街、本町商店街、天神町商店街、中央通商店街、駅本通り商店街、タテ町商店街</p>	<p>商店街の専門知識や技術を学ぶゼミナールを実施する。お店とお客のコミュニケーションの場を設けることにより信頼関係を築くことを目的とする。</p> <p>本事業にあたっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構から専門家を派遣してもらい事業実施のノウハウのアドバイスを受ける。</p> <p>これらのことから、既存ストックの活用などによる活気の創出を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業</p> <p>●実施時期 <u>令和元年度～6年度</u></p>	

(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
<p>●事業名 伊勢宮界限元気プロジェクト</p> <p>(略)</p>				

<p>●事業名 松江バル事業</p> <p>●事業内容 まち歩きと連動した賑わい創出を目的とした、“飲み・食べ歩き”事業。</p> <p>●実施時期 平成25年度～</p>	<p>○橋北エリア京店（末次本町）・東本町周辺エリア</p> <p>○橋南エリア：伊勢宮町・御手船場町・寺町・朝日町エリア</p>	<p>市内の飲食店が自慢の一品とワンドリンクを用意。お客がそれらの店舗を安価で「はしご」する“飲み・食べ歩き”事業。新規顧客の獲得と、まちの活性化を図ることを目的としたまち歩きと連動した賑わい創出事業。</p> <p>これらのことから、既存ストックの活用などによる活気の創出を達成するために必要な事業である。</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

新規事業追加									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 (略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 協議会の開催状況

年 月 日	会議名・議題等
(略)	
令和元年5月30日	松江市中心市街地活性化協議会 総会 ・中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップについて ・3期計画に向けて
<u>令和元年8月5日</u>	<u>松江市中心市街地活性化協議会 運営委員会</u> ・ <u>3期基本計画(案)について</u> ・ <u>3期基本計画(案)に対する意見書(案)</u>
<u>令和元年8月7日</u>	<u>松江市中心市街地活性化協議会 総会</u> ・ <u>3期基本計画(案)について</u>
<u>令和2年2月4日</u>	<u>松江市中心市街地活性化協議会 運営委員会</u> ・ <u>3期基本計画認定について</u> ・ <u>令和元年度予算変更について</u>
<u>令和2年5月26日</u>	<u>松江市中心市街地活性化協議会 運営委員会</u> ・ <u>総会提出議案について</u> ・ <u>3期中心市街地活性化基本計画の変更について</u> ・ <u>規約の変更について</u> ・ <u>令和元年度事業報告・収支決算について</u> ・ <u>令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について</u>
<u>令和2年6月9日</u>	<u>松江市中心市街地活性化協議会 総会</u> ・ <u>協議会の新体制・運営委員変更について</u> ・ <u>令和元年度中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて</u> ・ <u>事業の進捗状況について</u>

[3] 略

10.～12. 略

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 (略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 協議会の開催状況

年 月 日	会議名・議題等
(略)	
令和元年5月30日	松江市中心市街地活性化協議会 総会 ・中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップについて ・3期計画に向けて
新規追加	
新規追加	
新規追加	
新規追加	
新規追加	
新規追加	

[3] 略

10.～12. 略